

資金運用規程

(目的)

第1条 公益財団法人公益法人協会(以下「この法人」という。)の資金運用は定款第11条の定めに基づき、この「資金運用規程」(以下「この規程」という。)によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(運用の基本原則)

第3条 この法人の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(資金区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される資金運用は、下記各号の資金区分並びに運用方針により行うものとする。

(1) 定款第9条第2項により理事会が基本財産とした財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

(2) その他の資金

資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資金運用の対象)

第5条 前条第1号に規定する財産の資金運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む)
- (2) 元本保証の円建て金銭信託
- (3) 日本国債

2 前条第2号に規定する財産の資金運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第3号に規定する運用対象
- (2) 円建て債券
- (3) 円建て金銭債権等の資産流動化商品
- (4) 円建て公社債投資信託

(5) 日々決算を行う円建て追加型公社債投資信託

- 3 前2項にかかわらず、理事会がこの規程第4条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前2項に掲げる資金運用対象以外のものに運用することができる。

(債券等の信用格付け)

第6条 前条第2項第2号の円建て債券は、第3項に規定する格付け機関のうち、少なくとも2格付け機関以上がA+と格付けしているものとする。

2 前条第2項第3号の円建て金銭債権等の資産流動化商品は、次項に規定する格付け機関のうち、少なくとも1格付け機関がAAA以上と格付けしているものとする。

3 格付け機関は次のとおりとする。

- (1) ムーディーズ・インバスターズ・サービス (Moody's)
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- (3) 格付投資情報センター (R&I)
- (4) 日本格付研究所 (JCR)

(長期債)

第7条 この規程による運用資産帳簿価格合計の20%を超えて、償還年限が10年を超える債券並びに金銭債権等の資産流動化商品(両者を併せて以下「債券等」という。)を取得できないものとする。

(運用のモニター)

第8条 理事長は少なくとも半年に一回、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

(債券等の格付け低下による対策)

第9条 債券等の格下げ等により、この規程第6条第1項及び第2項に規定する格付け基準に抵触した場合には、この規程第11条に定める資金運用執行責任者はその対策について理事長と協議しなければならない。

(理事会・評議員会への報告)

第10条 理事会は、資金運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、資金運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

(理事長の職務)

第 11 条 理事長は、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

- 2 理事長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用執行責任者の職務)

第 12 条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。
- 3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。
- 4 資金運用担当者は、第 1 項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 29 日より施行する。(平成 21 年 6 月 29 日理事会議決)